

平成 20 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社電通  
(コード：4324 東証第 1 部)  
代表者名 代表取締役社長 高嶋 達佳  
問合せ先 広報室長 小林 光二  
(TEL：03-6216-8041)

## 株式の分割および単元株制度の採用に係る方針に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 25 日に開催された取締役会において、平成 21 年 1 月に予定されている振替制度への移行（株券電子化）に伴い端株の整理を行うため、株式の分割の実施および単元株制度の採用に係る方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。この株式の分割および単元株制度の採用により、株券電子化後、端株は単元未満株として存続することとなります。

なお、株式の分割および単元株制度の実施の具体的な内容および日程については、かかる方針を踏まえ、振替制度への移行日が確定した後に開催される当社取締役会において決定する予定です。

### 記

#### 1. 趣旨

当社は、平成 21 年 1 月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）の施行による振替制度への移行（株券電子化）に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の取扱いにつき、検討を進めて参りましたが、平成 20 年 9 月 25 日開催の取締役会において、端株の整理を行うため、以下のとおり、株式を分割するとともに単元株制度を採用することを基本的な方針とすることを決定いたしました。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用が実施された場合の投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式の分割

##### (1) 分割の方法

決済合理化法の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含みます。）の所有株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	2,781,840 株
今回の分割により増加する株式数	275,402,160 株
株式分割後の当社発行済株式総数	278,184,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	1,100,000,000 株

##### (3) 株式分割の日程

基準日	決済合理化法の施行日の前々日
効力発生日	決済合理化法の施行日の前日

(注) 決済合理化法の施行日を実務界で実施目標日とされている平成 21 年 1 月 5 日（月）と仮定すると、基準日は平成 21 年 1 月 3 日（土）、効力発生日は平成 21 年 1 月 4 日（日）となります。なお、この場合、当社株式は平成 20 年 12 月 25 日（木）から平成 20 年 12 月 30 日（火）まで、

東京証券取引所において、売買停止となります。

ただし、決済合理化法の施行日は未定であり、施行日が決定された後に開催される当社取締役会において、本基本方針を踏まえ、株式の分割および下記3. 単元株制度の実施の具体的な内容および日程を決定の上、改めて公表いたします。

### 3. 単元株制度の導入

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生を条件として、決済合理化法の施行日の前日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 決済合理化法の施行日の前日

(注) 決済合理化法の施行日を実務界で実施目標日とされている平成21年1月5日(月)と仮定すると、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。

### 4. その他

(1) 端株の買増制度については、決済合理化法の施行日をもって端株制度の廃止に伴い廃止されます。なお、端株は、上記2. および3. の株式分割および単元株制度の採用により、株券電子化後は単元未満株として存続することとなりますが、単元未満株式の買増制度については、これに関する定款変更議案を平成21年6月に開催予定の第160回定時株主総会において上程する予定であり、その承認までの間は、単元未満株式の買増請求を行うことができません。他方、端株の買取請求制度については、株券電子化後も単元未満株式の買取請求として継続されます。

(2) 端株を保有されている株主の皆様におかれましては、決済合理化法の施行日前までに端株の整理を希望される場合には、端株の買取請求または買増請求を行うことをご検討下さい。これらの手続には一定の期間を要しますので、お早めに当社株主名簿管理人(端株原簿名義書換代理人)である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部までお問い合わせ下さい。また、端株の買増請求をされる場合、買増した株券が交付されますが、株券の証券会社預入れ期限については、必ず事前に証券会社にご相談ください。なお、株式の分割および単元株制度採用により、端株は単元未満株として存続します。当社は、決済合理化法施行日前での端株の整理を強制するものではありません。

(3) 平成21年3月期の期末配当予想につきましては、1株あたり2,000円の配当を計画しておりましたが、上記2. の株式分割が実施された場合には、1株当たり20円の配当に予想を修正いたします。なお、上記3. の単元株制度の導入をいたしますので、1単元(100株)あたりの配当は、2,000円となり1投資単位あたりの配当金の実質的な変更はございません。

<端株の買取・買増および株式に関するお問い合わせ先・郵送物送付先>

お問い合わせ先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

(郵送物送付先) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料、受付時間 土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

お手続き用紙のご請求 端株の買取、買増ほか各種お手続き用紙のご請求につきましては、下記の電話およびホームページで24時間受け付けております。

電話 0120-244-479 (通話料無料 24時間自動音声応答)

ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

以上